

新潟市胃がん集団検診実施要領

1 目的

胃がんの早期発見と早期治療を促進するため、胃がん集団検診（以下「検診」という。）を実施し、市民の健康の保持増進に寄与する。また、胃がんによる死亡率を減少させることを目的とする。

2 対象者

（１）新潟市に住民票があり、40 歳以上で、職場等で受診の機会のない者。年齢は、年度末に達する年齢とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

（２）対象者の確認は、受診券及び本人確認書類（新潟市国民健康保険加入者は、加入資格がわかるもの）により行う。

（３）上記対象者のうち、下記の者は除く。

ア 消化性潰瘍など、胃・十二指腸の器質的疾患で加療中の者

イ 疾患の種類にかかわらず入院中の者

ウ 妊娠中の者

エ 胃全摘術後の者

（４）下記の者は、胃部 X 線撮影検査をせずに、胃内視鏡検査を実施する。

ア バリウムアレルギー、消化管の閉塞又はその疑いのある者

イ 飲み込み等に問題がある者

ウ 心臓ペースメーカー及び植込み型除細動器装着者

エ 嚥下に問題のある者

オ 体重が X 線装置の荷重制限を超えている者

ただし、41～44 歳及び 46～49 歳の施設検診対象外の者で、上記のア～オに該当し、前年度に胃内視鏡検査を受診していない場合は、区役所が発行する「施設検診依頼書」（様式 1）により胃内視鏡検査を受診する。

3 受診回数

受診回数は、同一人につき年 1 回とする。

4 実施期間

実施期間は、集団検診実施期間とする。

5 検診機関

検診機関は、新潟県健康づくり財団が委託する検診機関（以下「検診機関」という。）

とする。

6 検診方法

(1) 検診の方法

ア 問診

問診は、胃がん検診個人記録票（以下「個人記録票」という。）を用いて、既往歴、自覚症状、家族歴の状況等を記入する。

問診時には、個人記録票の整理番号欄に受診券の整理番号を必ず記載する。

受診券に受診年月日及び検診機関名を記載し、受診者へ返却する。

受診券を忘れた場合は、後日区役所等に受診券を持参し、受診日の記載をするように指導する。

イ 胃部 X 線撮影

a 撮影の体位については、日本消化器がん検診学会が答申した新・胃 X 線撮影法の基本撮影体位アからシのうち随意に 7 枚以上を選び決定する。

（食道透視観察または必要時撮影）

ア 背臥位二重造影正面像

イ 背臥位二重造影第一斜位像

ウ 背臥位二重造影第二斜位像

エ 半立位腹臥位上部前壁二重造影像

オ 頭低位腹臥位前壁二重造影斜位像

カ 頭低位腹臥位前壁二重造影正面像

キ 腹臥位充盈像

ク 右側臥位二重造影像

ケ 背臥位二重造影振り分け像

コ 立位二重造影第一斜位像

サ 立位充盈正面像

シ 圧迫撮影

b 造影剤については、バリウム 180W/V%以上の高濃度低粘性（粉末）150ml、発泡剤は 5 g 前後が望ましい。また、便秘気味の方や高齢の方等には適宜、下剤を与えるなどして不測の事故には十分注意すること。

c 注意事項

誤嚥するおそれのある者には、バリウムを投与する際は注意し、誤嚥時には速やかにバリウム喀出を行い、健康状態について十分注意を払うこと。

(2) フィルムの処理及び読影

ア 検診実施後の現像等の処理は原則として検診当日に行うものとする。

イ フィルムの読影については、読影委員会の設置により読影の正確を期することが望ましい。原則として同一フィルムの読影について、2 人以上の医師によ

り行う。

ウ 判定後のフィルムは、検診機関において少なくとも3年間保存しなければならない。

7 受診方法

受診者は、受診券及び本人確認書類（新潟市国民健康保険加入者は、加入資格がわかるもの）を持参し、集団検診会場で受診する。

8 検診に関する費用

（1）検診料

検診料は、別に定める委託契約書のとおりとする。なお、下剤にかかる費用及び前処置・画像記録等にかかる費用を含む。

（2）一部負担額

ア 40歳及び70歳以上 無料

イ 41～69歳 1,000円（新潟市国民健康保険加入者は500円とする。）

ただし、受診者が次に掲げる者で、証明書の提出のあった場合は徴収しない。

a 生活保護法による被保護者

b 市民税非課税世帯に属する者

c 65～69歳で後期高齢者医療制度に加入している者

（3）一部負担額の納付

受診者が、直接、検診機関に支払う。

9 指導区分

指導区分は、問診、胃部X線撮影の読影結果を判断し、「異常なし」「要精検」「有所見・精検不要」「経過観察」とする。

（1）「精検不要」と区分される者

指示事項において「異常なし」、「有所見・精検不要」、「経過観察」に指示された者とする。

（2）「要精検」と区分される者

指示事項において「要精検」と指示された者とする。

10 検診結果の通知

（1）検診機関は、個人記録票に基づき、各区へ通知し、各区は、精密検査を必要とする受診者に対しては、受診勧奨、その他必要な保健指導を行う。

（2）各区は要精検者とされた者に対し、「胃精密検査依頼書兼結果通知書」「撮影フィルム」を渡し、精密検査機関へ受診の際、必ず持参するよう指導する。

11 検診費用（市負担分）の請求と支払

- （１）検診機関は，新潟県健康づくり財団へ連名簿を提出する。
- （２）市長は，新潟県健康づくり財団から請求を受けた場合において，請求書等を審査のうえ適当と認めたときは，速やかにその費用を支払う。

12 事後指導及び報告

市長は，精密検査で「がん」又は「がんの疑い」と診断された者について，新潟市医師会に疫学調査を委託する。新潟市医師会は，その結果を速やかに市長に報告する。

13 委託契約の方法

検診機関については，新潟県健康づくり財団と新潟市が一括契約を行う。

14 データ管理

新潟市保健所情報システムで管理する。

15 その他

その他，新潟市胃がん集団検診の実施にあたり必要な事項は別に定める。

附 則

（適用期日）

- 1 この要領は，平成２４年４月１日から適用する。
（生活保護法による生活扶助を受けている世帯等に関する特例）
- 2 平成２５年７月３１日に生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による生活扶助（以下「生活扶助」という。）を受けている者である場合で「生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第８条第１項の規定に基づき，生活保護法による保護の基準（昭和３８年厚生省告示第１５８号）の一部を次のように改正し，平成２５年８月１日から適用する。」（平成２５年５月１６日厚生労働省告示第１７４号）により生活扶助を受ける者でなくなった者については，平成２６年３月３１日までの間は，生活扶助を受けている者とみなして，第８条第２号イのａの規定を適用する。
- 3 平成２６年３月３１日において現に生活保護法による生活扶助（以下「生活扶助」という。）を受けている者である場合で，平成２６年厚生労働省告示第１３６号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和３８年厚生省告示第１５８号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助を受ける者については，平成２６年４月１日か

ら平成２７年３月３１日までの間は、生活扶助を受けている者とみなして、第８条第２号イのａの規定を適用する。

４ 平成２７年３月３１日において現に生活保護法による生活扶助（以下「生活扶助」という。）を受けている者である場合で、平成２６年厚生労働省告示第１３６号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和３８年厚生省告示第１５８号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助を受ける者については、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの間は、生活扶助を受けている者とみなして、第８条第２号イのａの規定を適用する。

附 則

この要領は、平成２５年４月１日から適用する。

この要領は、平成２５年８月１日から適用する。

この要領は、平成２６年４月１日から適用する。

この要領は、平成２７年４月１日から適用する。

この要領は、平成２８年４月１日から適用する。

この要領は、平成２９年４月１日から適用する。

この要領は、平成３０年４月１日から適用する。

この要領は、平成３１年４月１日から適用する。

この要領は、令和２年４月１日から適用する。

この要領は、令和７年４月１日から適用する。

(様式1)

年 月 日

施設検診委託医療機関 様

胃がん施設検診依頼書

下記の方について、下記禁忌事由に該当するため胃がん集団検診を見合わせることで
なりました。つきましては、胃内視鏡施設検診の実施を依頼いたします。

記

受診者氏名

住 所

生年月日

年度年齢

歳

- 【理由】
- ・バリウムアレルギー既往のため
 - ・腸閉塞既往のため
 - ・飲み込み等に問題があるため
 - ・心臓ペースメーカー及び植込み型除細動器に誤作動が生じる
おそれがあるため

※請求につきましては、受診者持参の胃がん施設検診個人記録票をご使用
くださいますようお願いいたします。

[担当] 新潟市〇〇区役所 健康福祉課 健康増進係

☎ (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇